

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東温市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めている。

評価実施機関名

愛媛県東温市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務 東温市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①児童手当支給の対象者の資格確認、配偶者の所得情報の確認 ②現況届の確認 ③支払管理 ④台帳管理及び統計処理 ⑤公金受取口座情報の確認 ⑥年金情報の確認
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童手当受給者ファイル 2. 児童手当対象児童ファイル 3. 宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)別表第81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 42, 125, 141, 161の項 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 106, 107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1 TEL089-964-4400
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民福祉部社会福祉課 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1 089-964-4406
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数が	令和7年2月28日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数名での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月12日	評価実施機関における担当部署	社会福祉課長 渡部 啓二	社会福祉課長 佃 一彦	事後	
平成29年7月12日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③ システムの名称	1. 児童手当システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア	1. 児童手当システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア 4. サービス検索・電子申請機能	事前	
平成30年4月12日	評価実施機関における担当部署	社会福祉課長 佃 一彦	社会福祉課長 丹生谷 衛	事後	
平成30年4月12日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成28年2月28日時点	平成30年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	—	課長	事後	
令和1年5月7日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成31年3月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	
令和3年3月11日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和2年1月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事後	
令和4年3月8日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和3年1月31日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和4年12月21日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ② 事務の概要	①児童手当支給の対象者の資格確認、配偶者の 所得情報の確認 ②現況届の確認 ③支払管理 ④台帳管理及び統計処理 ④台帳管理及び統計処理	①児童手当支給の対象者の資格確認、配偶者の 所得情報の確認 ②現況届の確認 ③支払管理 ④台帳管理及び統計処理 ⑤公金受取口座情報の確認	事前	
令和4年12月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係 情報」が含まれる項(26、30、87の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係 情報」が含まれる項(26、30、87、106の項)	事後	
令和4年12月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、第40条、第44条 ※別表第二の30、75の項については、主務省 令未公布。	2 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第19条、第44条、第53条 (情報照会の根拠) 第40条、第40条の2 ※別表第二の30の項については、主務省令未 公布。	事後	
令和4年12月21日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和4年2月28日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年3月8日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和4年2月28日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和6年3月6日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和5年2月28日時点	令和6年2月29日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務 東温市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた以下の事務で取扱う。 ①児童手当支給の対象者の資格確認、配偶者の所得情報の確認 ②現況届の確認 ③支払管理 ④台帳管理及び統計処理 ⑤公金受取口座情報の確認	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務 東温市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①児童手当支給の対象者の資格確認、配偶者の所得情報の確認 ②現況届の確認 ③支払管理 ④台帳管理及び統計処理 ⑤公金受取口座情報の確認 ⑥年金情報の確認	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)別表第一第56項 (別表第一における利用範囲の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	番号法第9条第1項(利用範囲)別表第81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(74、75の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第19条、第44条、第53条 (情報照会の根拠) 第40条、第40条の2 ※別表第二の30の項については、主務省令未公布。	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 42、125、141、161の項 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 106、107の項	事後	
令和7年3月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	令和6年2月29日時点	令和7年2月28日時点	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数名での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	—	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	